議案第24号

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和2年9月9日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

墨田区後期高齢者医療に関する条例(平成20年墨田区条例第14号)の一部を次のように改正する。

付則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の付則第2条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に 対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお 従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部改正により、地方税の延滞金に係る割合の名称が「特例基準割合」 から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴い、所要の規定整備をする必要が ある。